

令和7年度

認可外保育施設等を利用されている方への補助金

～江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金のお知らせ～

【お問合せ先】

<補助金制度全般、補助金の支給について>

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 (3F13 番窓口)

こども未来部保育支援課事業支援係 電話：03-3647-9084 FAX：03-3647-8447

<保育の必要性の認定（保育認定又は施設認定）について>

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 (3F12 番窓口)

こども未来部保育支援課保育サービス係 電話：03-3647-4934 FAX：03-3647-9290

<ファミリー・サポート・センター事業、児童館一時保育サービスについて>

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 (3F15 番窓口)

こども未来部こども家庭支援課こども家庭係 電話：03-3647-9230 FAX：03-3647-9196

<リフレッシュひととき保育について>

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 (8F1 番窓口)

こども未来部養育支援課養育支援係 電話：03-3647-4408 FAX：03-3647-7534

※令和7年4月より、「こども未来部養育支援課管理運営係 電話：03-3647-9055」となります。

<幼稚園等の預かり保育について>

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 (6F2 番窓口)

教育委員会事務局学務課幼稚園係 電話：03-3647-9703 FAX：03-3647-9053

【区ホームページ】

令和7年度認可外保育施設等を利用されている方への補助金（認可外保育施設等における
幼児教育・保育の無償化）

<https://www.city.koto.lg.jp/280307/r7hutankeigen.html>



目 次

江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金について	P.1
補助対象者	P.1
補助金の支給を受けるまでの流れ	P.1
保育の必要性の認定について	P.2
補助対象施設・事業	P.5
補助上限額（月額）	P.6
対象児童が幼稚園等に在籍し、認可外保育施設等を利用している場合について . . .	P.7
補助金の申請・請求について	P.8
マイナンバー（個人番号）について	P.9
補助金申請書兼口座振替依頼書の入手及び提出方法	P.10
補助上限額の決定	P.11
補助金の支給時期について	P.11
お支払いする補助金の額について	P.11
補助金の決定内容に変更等があった場合について	P.12
申請兼請求者の変更について	P.13
その他	P.13
よくある質問	P.14~

江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金について

江東区では認可外保育施設等を利用する保護者の保育料又は利用料の負担を軽減するため、補助金をお支払いしております。補助金の支給を受けるためには、**保育の必要性の認定（「教育・保育給付認定」又は「施設等利用給付認定」）**が必要となります。また、児童の年齢及び住民税課税状況に応じて補助対象施設・事業、補助上限額が異なります。

なお、法制度上、「幼児教育・保育の無償化」の対象は、保育の必要性のある「3～5 歳児クラス」及び「住民税非課税世帯に属する 0～2 歳児クラス」ですが、本区では無償化対象外となる「住民税課税世帯に属する 0～2 歳児クラス」についても区独自で補助を実施しています。

補助対象者

区内に住所を有する、**保育の必要性の認定を受けている児童（※）**の保護者。

※認可保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、家庭的保育、事業所内保育）に在籍している児童を除きます。なお、補助対象施設・事業については、P.5 をご覧ください。

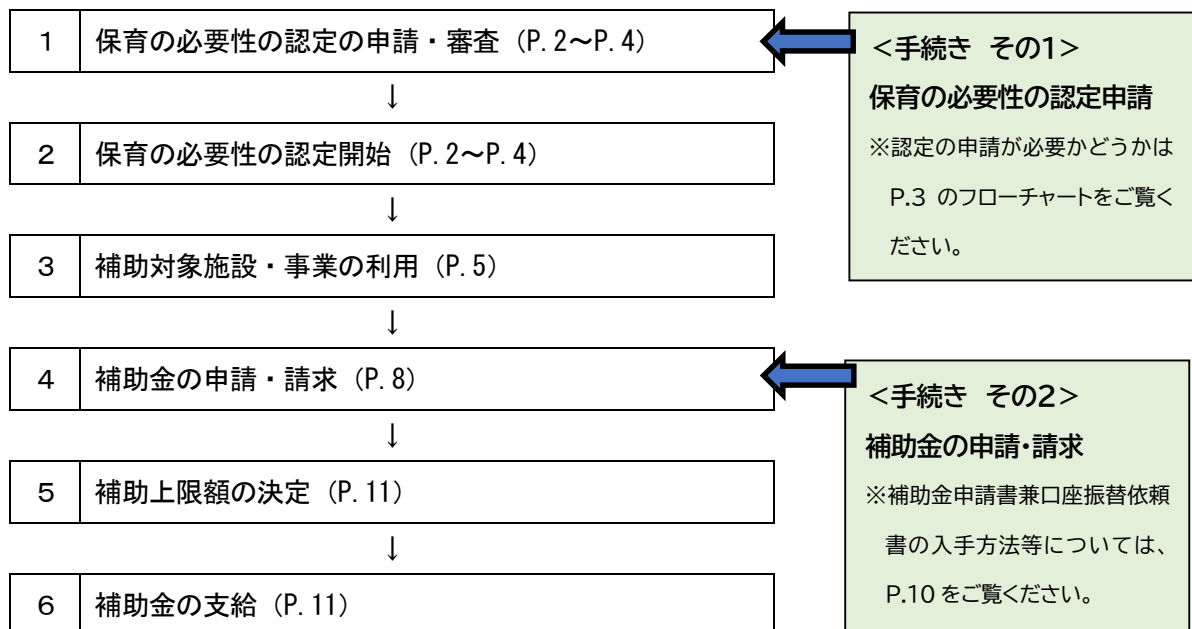
補助金の支給を受けるまでの流れ

補助金の支給を受けるまでの流れは次のとおりです。補助金の支給を受けるためには、**2つの手続きが必要**です。

＜手続き その1＞ **保育の必要性の認定申請**

＜手続き その2＞ **補助金の申請・請求**

なお、**保育の必要性の認定を受けていない状態で施設・事業を利用している場合、認定を受けた日以降から、補助の対象となります**（月の途中で認定された場合、当該月の補助上限額は日割り計算されます。）。



他の自治体から江東区に転入された方、又は他の自治体へ転出される予定の方へ

他の自治体から江東区に転入された方は、前住所の自治体で認可外保育施設等の無償化の給付を受けていた場合であっても、住民票を江東区に異動後に改めて**＜手続き その1＞保育の必要性の認定申請**及び**＜手続き その2＞補助金の申請・請求**を行う必要があります。※転出に伴い、前住所の自治体で受けていた保育の必要性の認定が取り消されるためです。江東区から他の自治体へ転出される場合も同様です。

補助の対象となるためには、施設・事業の利用開始日までに、保護者が「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

専業主婦(夫)の方、就労する予定のない方など、「保育の必要性」がない方は認定の対象外となります。

＜認定の種類＞

保育の必要性の認定には2種類あり、年齢によって、2号認定（3～5歳）と3号認定（0～2歳）があります。

（1）「教育・保育給付認定」（以下「保育認定」）

- ① 0～2歳児クラスの住民税課税世帯で、認可保育園等の申込みをしていない方は、「保育認定」の申請が必要です。
- ② 令和7年4月入所以降で、認可保育園等の申込みを行っている方（育児休業延長許可届を提出している場合を除く。）は、「保育認定」を既に受けていますので、手続きは不要です。※求職中等で認定期間が終了している場合は手続きが必要です。

（2）「施設等利用給付認定」（以下「施設認定」）

3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、認可保育園等の申込みをしていない方は、「施設認定」の申請が必要です。

＜認定の申請手続き＞

※＜区様式＞は区指定の様式での提出が必要です。様式は区ホームページに掲載しています。

（1）「保育認定」の必要書類（以下の①及び②は申請児童ごとにそれぞれ必要です。）

- ① 「教育・保育給付認定申請書」＜区様式＞
- ② 「保育を必要とする証明」（父母それぞれ必要です。提出書類はP.3～4をご覧ください。）

（2）「施設認定」の必要書類（以下の①及び②は申請児童ごとにそれぞれ必要です。）

- ① 「施設等利用給付認定申請書」＜区様式＞
- ② 「保育を必要とする証明」（父母それぞれ必要です。提出書類はP.3～4をご覧ください。）

※ 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が令和6年1月2日以降に江東区に転入している場合は、「住民税非課税証明書」をご提出ください。提出書類はP.4「住民税非課税を証明する書類」をご覧ください。

（3）提出方法

必要書類を全て揃えた上で、郵送又は持参により保育支援課保育サービス係に提出してください。

電子申請でもご提出いただけます。詳細は区ホームページをご覧ください。

【提出先】〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 こども未来部保育支援課保育サービス係

※郵送の場合は、封筒に「認定申請書」同封 と記入してください。

※豊洲シビックセンターでの受付不可。

【電子申請】区ホームページ＞こども・教育＞保育園・保育施設＞保育園等の申込をされる方へ＞保育の電子申請受付について

（4）受付期間

認定開始希望日の2か月前から認定開始希望日の当日まで

（5）認定開始日

申請書類に基づき審査した上で、認定開始希望日から認定を行います。

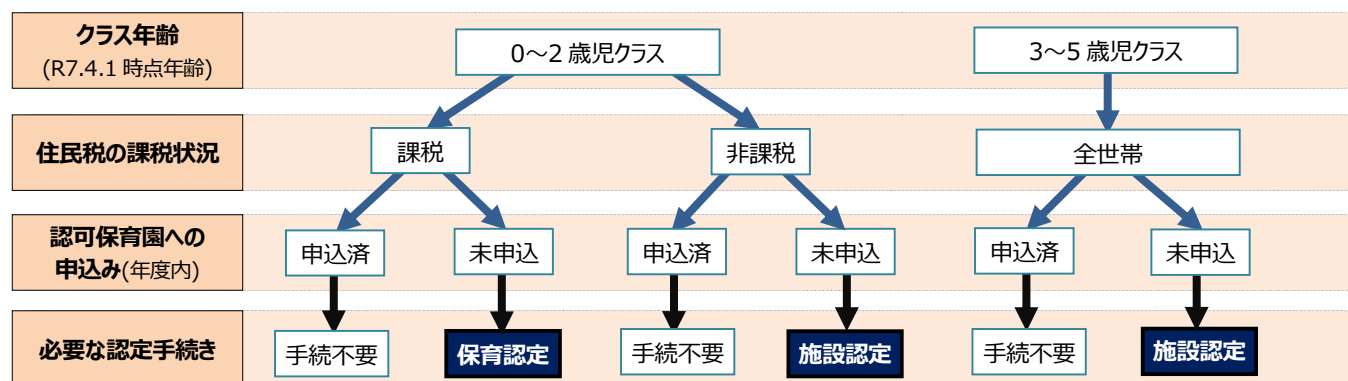
ただし、認定開始日は原則遡及できませんので、最短で書類受領日から認定開始となります。

（6）認定の結果通知の送付

認定後、随時認定結果の通知書を郵送いたします。

保育の必要性の認定について(続き)

<必要な認定手続きのフローチャート>



<保育を必要とする証明>

※<区様式>は区指定の様式での提出が必要です。様式は区ホームページに掲載しています。

保護者の状況	必要書類（父母それぞれ必要です）	認定有効期間
就労（外勤・自営） （就労内定・産休・育休含む） （自営はA・Bいずれも必要）	A.「就労証明書」<区様式> ※1日4時間以上かつ月12日以上就労に限る B.「自営を証明する書類」（外勤の場合は不要） ※「開業届、営業許可証、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社（他者）発行の書類」のうちいずれか一点（写し可。他社発行、または公的機関の証明に限る。） （就労証明書内の法人番号を記載された場合、自営を証明する書類の提出は不要です。）	各事由に 該当しなくなるまで
疾病・障害	「医師の診断書」または 「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳（療育手帳）の写し」	
介護 （A・Bいずれも必要）	A.「介護状況調査書兼日常生活状況調査票」<区様式> B.「被介護者の医師の診断書」（指定の様式はありません）	
出産 （外勤以外）	「母子手帳の写し」 （表紙＋分娩（出産）予定日が記載されているページ）	出産予定月及び その前後2か月の 5か月以内
求職中	申請時の書類の提出は不要ですが、就労の意思や求職活動の状況等を確認する場合があります	3か月以内
就学 （A・Bいずれも必要）	A.「在学証明書」または「入学許可書」等 B.「カリキュラム（授業形態がわかる書類）」 ※学校教育法に定める学校（大学・大学院等）や職業訓練校に在学されている場合はカリキュラム不要	保護者の 在学終了月末まで

保育の必要性の認定について（続き）

※ひとり親の場合、P.3の「保育を必要とする証明」に加え、次の書類の提出が必要です。

ひとり親となる理由	必要書類（江東区で児童扶養手当を受給中の方は、書類の提出は不要です。）
離婚、離婚調停中、 未婚、死別、 行方不明、拘禁等	「ひとり親世帯申立書」＜区様式＞及び 「ひとり親であることが確認できる書類」（下記参照） ※「戸籍謄本、離婚届受理証明書、ひとり親家庭等医療証（マル親）、調停期日通知書、弁護士の証明書、行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書、その他ひとり親であることが確認できる書類」のうちいずれか1点の書類（写し可。第三者や公的機関の証明に限る。）

※3か月以内の証明年月日でご提出いただく書類一覧（3か月を超えたものは受付できません。）

就労を証明する書類	就労証明書＜区様式＞
自営を証明する書類	領収書、請求書
就学していることを証明する書類	在学証明書
疾病や介護を証明する書類	医師の診断書

＜住民税非課税を証明する書類＞

認定開始希望日	江東区への転入日及び必要書類	
	令和6年1月2日～令和7年1月1日	令和7年1月2日～
令和7年4月1日～ 令和7年8月31日	令和6年度住民税非課税証明書	① 令和6年度住民税非課税証明書 ② 令和7年度住民税非課税証明書 （②は令和7年7月以降にご提出ください）
令和7年9月1日～	書類は必要ありません	令和7年度住民税非課税証明書

＜求職中の方の手続きについて＞

求職中で認定された方は、3か月以内に就労（1日4時間以上かつ月12日以上）を開始する必要があります。就労を開始した場合は、速やかに「就労証明書」＜区様式＞等をご提出ください。

就労を開始できない場合は、原則として3か月間で認定期間が終了しますが、やむを得ない理由等で、就労を開始できなかった場合に限り、求職活動の詳細な状況を報告することで認定期間を更新できる場合があります。

認定期間の更新を希望する場合は、必ず認定期間の終了月内に「求職活動報告書」＜区様式＞をご提出ください。

＜現況調査について＞（夏頃実施予定）

補助金の支給を受けている方の保育の必要性の認定について定期的に確認しております。年に一度、対象者には通知を個別に送付いたします。手続きを行わなかった場合、「認定が継続していることが確認できない」として、年度途中でも認定取消しや補助金を受けられなくなる可能性がありますので、必ずお手続きをお願いいたします。

補助対象施設・事業

対象となる施設・事業は、下表の幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設・事業となります（ただし、③のうち企業主導型保育施設は除く）。**特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設・事業は、区ホームページ（<https://www.city.koto.lg.jp/280307/r7hutankeigen.html>）に掲載しています。**

幼児教育・保育の無償化（国制度）による補助		区独自の補助
3～5歳児クラス	0～2歳児クラス（住民税非課税）	0～2歳児クラス（住民税課税）
① 認証保育所 ② 家庭福祉員 ③ その他の認可外保育施設※ ④ ベビーシッター※ ⑤ 病児・病後児保育※ ⑥ 子育てサポート一時保育 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業※ ⑧ リフレッシュひととき保育 ⑨ 児童館一時保育サービス		① 認証保育所 ② 家庭福祉員 ③ その他の認可外保育施設（都内施設に限る。）※
※ ③は原則として東京都の認可外保育施設一覧 ¹ において、認可外保育施設指導監督基準を満たす施設のみが対象です。ただし、企業主導型保育施設については、区を経由せずに無償化が行われますので、本補助金の対象外です。 ※ ④は原則として東京都に届出済であって、認可外保育施設指導監督基準を満たすもののみが対象です。 ※ ⑤は送迎に要する費用は対象外です。 ※ ⑦は「送迎」のみの利用は対象外です。 （①～⑨において、同種の区外の施設・事業も対象です。詳細は保育支援課事業支援係にお問合せください。）		※ ①～②は認可外保育施設指導監督基準を満たす施設のみが対象です。 ※ ③は次の要件を満たす場合に限り、補助対象となります。 a. 認可外保育施設指導監督基準を満たす施設であること。 b. 利用する児童が第1子の場合、認可保育園等の入園を申込み、 入園待機 となっていること（育児休業延長許可届を提出している場合を除く。） ² 。ただし、認可保育園等の入園が内定したにもかかわらず、入園の内定を辞退した場合又は認可保育園等の入園申込みを取り下げた場合（認可保育園等を自主退園している場合を含む。）は、その効力が発生する対象月以降、年度末までの期間は補助の対象外となります。詳しくはP.15をご確認ください。なお、入園待機については「江東区保育園等入園のしおり」をご覧ください。 c. 利用する施設が「事業所内保育施設であって、当該事業所の従業員のみを保育の対象としている施設」又は「企業主導型保育施設」の場合、 第1子は対象外となります。

※江東区定期利用保育事業について、令和7年度は実施しない予定です。ただし、令和5年度又は令和6年度に係る本補助金が未申請の方で、「幼児教育・保育の無償化（国制度）による補助」に該当する方については、当該年度中の「保育の必要性の認定」を取得していれば、補助金を遡及して支給できる場合があります。詳しくは、保育支援課事業支援係までご相談ください。

（参考）●3～5歳児クラス：平成31年（2019年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日生

●0～2歳児クラス：令和4年（2022年）4月2日生～

¹ 一覧は、次の東京都ホームページに掲載されています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html

² 認可保育園等の入園の申込みについて、入園する意思がないと認められた場合は、補助金の取消し、返還等を求めることがあります。

補助上限額（月額）

保護者等の市区町村民税所得割額（寄附金控除、住宅ローン控除等、調整控除以外の税額控除は適用されません。）により、児童一人につき次の額を一月の上限額としてお支払いします。

<0～2 歳児クラス>

住民税所得割額	住民税非課税	75,000 円未満	75,000 円～215,000 円未満	215,000 円～397,000 円未満	397,000 円以上
第 1 子	67,000 円	31,000 円	22,000 円	13,000 円	5,000 円
第 2 子以降		67,000 円			

<3～5 歳児クラス>

住民税所得割額	住民税非課税	75,000 円未満	75,000 円～215,000 円未満	215,000 円～397,000 円未満	397,000 円以上
第 1 子	57,000 円				
第 2 子以降					

【補助上限額は、次の年度の市区町村民税所得割額により決定します。】

○令和 7 年 4 月～8 月分の補助上限額	⇒	令和 6 年度市区町村民税所得割額により決定
○令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月分の補助上限額	⇒	令和 7 年度市区町村民税所得割額により決定

【注意事項】

- ※1 住民税非課税世帯は、市区町村民税均等割額と市区町村民税所得割額のいずれも 0 円の世帯をいいます。市区町村民税所得割額が 0 円の世帯でも市区町村民税均等割額が課税されている場合は、住民税課税世帯となります。
- ※2 原則として父母の市区町村民税所得割額で補助金額を算定しますが、父母の令和 6 年度又は令和 7 年度の市区町村民税が非課税の場合で、かつ、同居（別世帯であっても同一住所の場合は該当）している親族等がいる場合は、同居親族等のうち最多収入者を家計の主宰者として認定し、その方の市区町村民税所得割額で補助上限額を決定します。
- ※3 国外での収入がある場合、国内でその収入があった場合の市区町村民税所得割額を推定して計算します。
- ※4 保護者が扶養する児童（小学生等を含む。）がいる場合は、その年長者から数えて第 1 子・第 2 子以降と数えます（別居中の養育している児童がいる場合、P. 8 の書類の提出が必要になります。）。
- ※5 補助上限額が市区町村民税所得割額にかかわらず決定ができる場合、書類の審査の時に市区町村民税所得割額の確認ができない場合でも、補助金の交付決定を行うことがあります。その場合、住民税所得割額 397,000 円以上の区分に該当するものとして交付決定を行います。
- ※6 実際に補助される金額は、施設・事業にお支払いされた利用料と補助上限額のいずれか低い額となります。
- ※7 複数の補助対象施設・事業を併用している場合であっても、上記金額が補助上限額となります。
 （例 1）3 歳児クラスの児童で、認証保育所の月額保育料が 40,000 円、併用している子育てサポート一時保育の一月の利用料が 8,000 円の場合
 ⇒ 補助上限額 57,000 円の範囲内であるため、48,000 円が補助されます。
 （例 2）3 歳児クラスの児童で、認証保育所の月額保育料が 50,000 円、併用している子育てサポート一時保育の一月の利用料が 8,000 円の場合
 ⇒ 補助上限額 57,000 円を超えているため、57,000 円が補助されます。
- ※8 月の途中で保育の必要性の認定を受けた場合や、転出入、世帯状況等の変動があった場合は、当該月の補助上限額が日割り計算されることがあります。
- ※9 対象児童が幼稚園等（幼稚園・認定こども園）に在籍し、認可外保育施設等を利用している場合の補助要件及び補助上限額については、P. 7 をご覧ください。

「※9 対象児童が幼稚園等に在籍し、認可外保育施設等を利用している場合」について

幼稚園等（幼稚園・認定こども園（教育認定部分））に在籍し、保育の必要性の認定（施設認定）を受けている無償化の対象児童が認可外保育施設等を利用した場合、次の補助要件を満たす場合に限り、本補助金の対象となります。

【補助要件】

次のいずれかの条件を満たす幼稚園等に在籍していること。

- ・教育時間を含む平日の預かり保育提供時間数が「8 時間未満」又は「開所日数 200 日未満」である場合
- ・預かり保育が提供されていない場合

【補助上限額（月額）】

＜3～5 歳児クラス＞

11,300 円

＜住民税非課税世帯の満3 歳児であって、満3 歳児になった後最初の3 月 31 日までにある児童＞

16,300 円

※ 既に預かり保育の無償化の支給を受けている場合は、上記の金額から当該支給額を控除した額が補助上限額になります。

※ P.6 における認可外保育施設等の補助上限額とは異なり、第2 子以降でも補助上限額は変更となりません。

※ 幼稚園等に在籍している方は、必ず在籍園を補助金申請書兼口座振替依頼書にご記載ください。虚偽の補助金の申請・請求があった場合、補助金の取消し、返還等を求める場合があります。

（幼稚園等の預かり保育に関するお問合せ先 ⇒ 教育委員会事務局学務課幼稚園係 電話：03-3647-9703）

補助金の申請・請求について

補助金の交付を受けるためには、施設・事業の利用開始後、次の書類を速やかにご提出いただく必要があります。

<申請・請求の必要書類>

- ① **「江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼口座振替依頼書」**（以下「**補助金申請書兼口座振替依頼書**」といいます。）（様式は区ホームページに掲載しています。）
- ② 添付書類（※施設・事業、保護者の状況等により提出が必要です。詳細は下表をご確認ください。）

<補助金申請書兼口座振替依頼書の添付書類>

事由	必要な添付書類
保護者が 令和6年1月2日以降 （施設・事業の利用開始日が 令和7年9月以降 の場合は、保護者が 令和7年1月2日以降 ）に 江東区へ転入された場合、又は保護者の一方が江東区外に在住している場合。 ただし、申請児童が3～5歳児クラスの場合を除く。	「本人確認書類（写）貼付台紙」 ⇒ 市区町村民税の確認をマイナンバーによる照会を通して行います。本用紙に添付された身元確認書類及び番号確認書類によって本人確認を行います。 郵送受付の方のみ提出が必要です。 詳しくは P.9 をご覧ください。 窓口で申込む場合は、身元確認書類及び番号確認書類の提示をお願いします。 マイナンバーによる情報連携に同意しない場合は、市区町村民税の確認のため、課税（非課税）証明書の提出が必要となります。特段の事情等により、個別に課税（非課税）証明書の提出を求める場合があります。
令和5年1月～12月の期間中、国外で就労していた期間がある場合。 ただし、次に掲げる場合を除く。 ・配偶者控除の対象となっている方の場合 ・申請児童が3～5歳児クラスの場合 ・令和6年度の本補助金の交付決定を受けている場合 ・施設・事業の利用開始日が令和7年9月以降の場合	「令和5年1月～12月分の収入を証明する書類」 ⇒ 令和5年1月～12月の期間、国内においても収入がある場合は、国内外の収入を合算します。
令和6年1月～12月の期間中、国外で就労していた期間がある場合。 ただし、次に掲げる場合を除く。 ・配偶者控除の対象となっている方の場合 ・申請児童が3～5歳児クラスの場合	「令和6年1月～12月分の収入を証明する書類」 ⇒ 令和6年1月～12月の期間、国内においても収入がある場合は、国内外の収入を合算します。
その他の認可外保育施設、江東区外の認可外保育施設（認証保育所を除く。）、ベビーシッター又は一時預かり事業等 ¹ の保育料又は利用料に係る補助金を申請する場合（内容変更届の提出による場合を含む。）	利用児童の 「在籍・利用証明書」 （様式は区ホームページに掲載しています。）（ファミリー・サポート・センター事業にあっては、令和7年4月1日以降初めて発行された活動報告書） ²
別居中の養育しているお子様がいる場合	「江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金 別居者の扶養事実申立書」 （様式は区ホームページに掲載しています。）
離婚調停中等により父母が生計を別にしてしているため、ひとり親世帯として所得審査を希望する場合。ただし、申請児童が3～5歳児クラスの場合を除く。	離婚調停期日通知書等の離婚調停中であることが分かる書類等、父母が生計を別にしてしていることを証明する書類

¹ 「一時預かり事業等」とは、病児・病後児保育、子育てサポート一時保育、ファミリー・サポート・センター事業、リフレッシュひととき保育及び児童館一時保育サービスをいいます。

² 南砂第五保育園の子育てサポート一時保育の利用に係る補助金の申請・請求を行う場合は、「在籍・利用証明書」の添付は不要です。

マイナンバー（個人番号）について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）及び「江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」により、下表に記載の対象者は、マイナンバーの提供が必要となります。

＜マイナンバーの提示が必要な対象者＞

対象者
令和6年1月2日以降（施設・事業の利用開始日が令和7年9月以降の場合は、保護者が令和7年1月2日以降）に江東区へ転入された場合、または保護者の一方が江東区外に在住している場合で、地方税関係情報を取得するために、マイナンバーの情報連携に同意いただける方。ただし、申請児童が3～5歳児クラスの場合を除く。

＜マイナンバー提供の際に必要な書類＞

マイナンバーを利用する手続きでは、番号法に基づき、本人確認（身元確認と番号確認）を行います。

- ① **窓口で申込む場合**：来庁された方の**身元確認書類**＋**番号確認書類**を提示してください。**身元確認書類及び番号確認書類をお忘れの場合は、原則受付ができませんのでご注意ください。**

（例）父が来庁・提出 ⇒ 父の身元確認書類＋番号確認書類が必要

父母が一緒に来庁・提出 ⇒ 父母いずれかの身元確認書類＋番号確認書類が必要

- ② **郵送で申込む場合**：「**本人確認書類（写）貼付台紙**」に**父母それぞれの身元確認書類**＋**番号確認書類**の写しを添付し、申請書類一式と合わせてご郵送ください。

身元確認書類・・・申請者（保護者）がマイナンバーの正しい持ち主であることを確認します。

下表A欄に定める書類1種類またはB欄に定める書類2種類が必要です。

区分	身元確認書類（「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の記載があるもの）
A【顔写真付身分証明書】 （1種類が必要です）	マイナンバーカード（表）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）、在留カード、特別永住者証明書 等
B【顔写真なし証明書】 （2種類が必要です）	健康保険証（共済組合員証）、後期高齢者医療被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

番号確認書類・・・正しい番号であることを確認します。

次のうち、いずれか1種類が必要です。

- マイナンバーカード（裏）
- 通知カード（券面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが、住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）
- マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

補助金申請書兼口座振替依頼書の入手及び提出方法

① 電子申請

利用できる手続き	令和7年度の「新規申請・請求」「内容変更」「辞退」の場合のみ、電子申請による申請が可能です。追加書類の提出に電子申請は利用できませんので、予めご了承ください。
電子申請に必要なもの	電子申請の手続きを行うためには、次の1及び2または1及び3が必要となります。 1. マイナンバーカード及び暗証番号 2. マイナンバーカード対応スマートフォン 3. パソコン及びマイナンバーカード対応 IC カードリーダー
申請手順	1. 必要書類について、区ホームページに掲載している様式等を利用して作成する。 2. マイナポータルへアクセスし、ログインする。 3. 自治体を設定から「東京都」、「江東区」を選択する。 4. 「さがす」画面から「カテゴリ検索」の「子育て」を選択する。 5. 検索結果一覧から「江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付申請書兼口座振替依頼」を選択する。 6. 入力案内に従い申請する。 7. 申請完了後、控えを手元で保管しておく。
注意事項	※ 電子申請で追加書類を提出することはできません。 電子申請後の申請内容の変更や不足書類等の提出は、郵送又は持参にてご提出いただく必要があります。 ※ 必要書類は必ずデータで添付してください。添付がない場合、申請受付が完了しません。 ※ 添付する書類は「 鮮明に読み取れる PDF か画像データ 」でアップロードしてください。エクセルやワードファイルで添付するとデータが破損する場合があります。 また、PDF を直接加工したファイルで添付するとデータが破損する場合があります。加工する場合はエクセルデータを加工したファイルを PDF に変換して添付ください。 ※ マイナポータル上では提出した後に書類の確認ができません。申請時に控えをダウンロードすることをお勧めします。

② 郵送又は持参

次の入手方法から必要書類を入手し、全て揃えた上で、次の提出先に提出してください。

補助対象施設・事業	入手方法 ※区ホームページからもダウンロードできます。	提出先
①認証保育所 ②家庭福祉員 ⑥子育てサポート一時保育	利用施設から入手してください。	施設又は保育支援課事業支援係
③その他の認可外保育施設（区内施設）	利用施設から入手してください。	保育支援課事業支援係
③その他の認可外保育施設（区外施設） ④ベビーシッター ⑤病児・病後児保育	保育支援課事業支援係へご連絡ください。郵送にて配布します。	保育支援課事業支援係
⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑨児童館一時保育サービス	利用施設から入手してください。	施設又はこども家庭支援課こども家庭係
⑧リフレッシュひととき保育	利用施設から入手してください。	施設又は養育支援課養育支援係 ※令和7年4月から、養育支援課管理運営係となります。

【注意事項】

- ※ **必ず保育の必要性の認定（保育認定又は施設認定）を受けてから、補助金申請書兼口座振替依頼書をご提出ください。**
- ※ **補助金の申請・請求は年度ごとに行う必要があります。**令和6年度に補助金の交付を受けていて、令和7年度も引き続き補助金の交付を希望する場合は、**保育の必要性の認定が継続していても改めて補助金の申請・請求を行う必要**があります。
- ※ ④ベビーシッターをご利用される方は、補助金申請書兼口座振替依頼書のほか、補助金決定通知書の交付後に「**特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（ベビーシッター用）**」の提出が必要となります。詳しくはP.11の**ベビーシッターに係る利用料の確認について**をご確認ください。

補助上限額の決定

補助金申請書兼口座振替依頼書等を審査の上、補助上限額を決定し、書面にて通知いたします。なお、6月下旬までに申請書兼口座振替依頼書を提出された方については、7月下旬頃に補助金決定通知書を交付する予定です。それ以降の月については、各月の15日までに提出された方について、その翌月上旬頃に補助金決定通知書を交付する予定です。

市区町村民税所得割額の年度の切替えに伴う補助上限額の変更について

令和7年4月～8月分に係る補助上限額の決定を受けた方のうち、市区町村民税所得割額の年度の切替え（令和6年度⇒令和7年度。詳細はP.6をご確認ください。）に伴い、同年9月以降の補助上限額に変更があった方については、9月下旬頃補助上限額の変更に係る内容変更通知書を交付する予定です（補助上限額に変更がない方については、通知されません。）。

補助金の支給時期について

補助金は、年度内3回、指定された銀行口座にお支払いします。

【令和7年4月～7月分】 ⇒ 令和7年9月お支払い

【令和7年8月～11月分】 ⇒ 令和8年1月お支払い

【令和7年12月～令和8年3月分】 ⇒ 令和8年5月お支払い

※ ④ベビーシッター、⑤病児・病後児保育、⑥子育てサポート一時保育、⑦ファミリー・サポート・センター事業、⑧リフレッシュひととき保育、⑨児童館一時保育サービスの利用に係る補助金については、令和8年5月に年額分を一括支給します。

お支払いする補助金の額について

補助金は、補助対象者が施設・事業に支払った保育料又は利用料の額を区が確認し、補助上限額の範囲内でお支払いします。保育料又は利用料のお支払い状況については原則施設・事業からの報告により確認します。なお、次に掲げる費用は**特定費用**といい、補助の対象外となります。

- ① 日用品等の購入に要する費用（おむつ代を含む。）
- ② 行事への参加に要する費用
- ③ 食事の提供に要する費用（ミルク代を含む。）
- ④ 施設・事業を利用する際に提供される便宜に要する費用

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の発行について

上記保育料又は利用料のお支払い状況に係る施設・事業からの報告については、区が施設・事業に対して、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下「領収証兼提供証明書」といいます。）の作成を依頼し、その写しを区に提供してもらうことにより行います。

なお、これに伴い、各保護者に領収証兼提供証明書が発行されますが、これを区に提出する必要はありません。保護者保管用ですので、ご自身で保管してください。

ベビーシッターに係る利用料の確認について

ベビーシッターをご利用された方については、区へ利用料を証明する書類を提出していただくことによりお支払い状況を確認します。利用したベビーシッターごとに「**特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（ベビーシッター用）**」（区の所定様式。様式は区ホームページに掲載しています。）を発行（一月に1枚）してもらい、**利用した月ごとに、速やかに**保育支援課事業支援係へご提出ください。（郵送可）

※ ご提出いただいた上記様式により利用料の確認を行い、補助金の額を確定します。

補助金の決定内容に変更等があった場合について

利用中の施設・事業、住所・氏名等の変更

転園等により利用施設・事業に変更があった、転居等により住所に変更があった等の補助金の決定内容に変更があった場合は、**江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金内容変更届**（以下「**内容変更届**」といいます。）（補助金申請書兼口座振替依頼書同様、添付書類が必要な場合があります。様式は区ホームページに掲載しています。）により、速やかに区に届出いただきますようお願いいたします。届出が必要な事項の例については、次のとおりです。

- 利用施設・事業の変更（別の保育施設に転園した場合など）
- 住所の変更（区内で転居し住所が変わった場合など）
- 氏名の変更（婚姻や離婚により苗字に変更があった場合など）
- 振込口座の変更（補助金の交付決定を受けた後に、指定した振込口座を変更したい場合など）

補助金を振り込む口座を変更したい場合は、**補助金口座振替変更依頼書**（様式は区ホームページに掲載しています。）をご提出ください。**内容変更届**と**補助金口座振替変更依頼書**の両方のご提出が必要となりますので、ご注意ください。

利用する施設・事業の追加

複数の施設・事業を併用された場合（例：子育てサポート一時保育を利用しながら、ベビーシッターを利用した場合等）、補助上限額の範囲内であれば併用した施設・事業も補助対象となりますので、**内容変更届**（補助金申請書兼口座振替依頼書同様、添付書類が必要な場合があります。様式は区ホームページに掲載しています。）をご提出ください。

世帯状況の変更

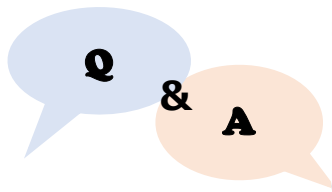
多子カウント方法について、保護者が扶養する児童（小学生等を含む。）がいる場合は、その年長者から数えて第1子・第2子以降と数えて補助金を決定していますが、その後扶養から外れた児童がいる場合は、決定内容が変わる場合がありますので、**必ず保育支援課事業支援係までご連絡ください。**

申請兼請求者の変更について

補助金の交付決定を受けた後に、申請者を変更したい場合（例：振込口座を父の口座から母の口座に変更したい場合など）、**江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金交付決定辞退届**（以下「**辞退届**」といいます。様式は区ホームページに掲載しています。）を提出していただいた後に、改めて変更後の名義で補助金の申請・請求手続きを行う必要があります。

その他

- ・ 補助金申請書兼口座振替依頼書は、遅くとも**令和8年3月13日（金）（必着）**までにご提出いただきますようお願いいたします。利用開始日の都合上、提出が間に合わない場合については、個別にご相談ください。
- ・ 補助金申請書兼口座振替依頼書が提出済みの方で、上記の期日までに市区町村民税所得割額の確認ができない場合は、住民税所得割額 397,000 円以上の区分に該当するものとして補助金の交付決定を行うことがあります。
- ・ **保育の必要性の認定（保育認定又は施設認定）の有効期間が終了している場合、補助金は支給されません**のでご注意ください。
- ・ 令和5年度又は令和6年度に係る本補助金が未申請の方で、P.5の補助対象施設・事業のうち「**幼児教育・保育の無償化（国制度）による補助**」に該当する方については、当該年度中の「保育の必要性の認定」を取得していれば、補助金を遡及して支給できる場合があります。詳しくは、保育支援課事業支援係までご相談ください。



よくある質問

Q：令和7年4月からの認可保育園の入園申込みを行っていますが、「保育の必要性の認定」の申請は必要ですか。

A：令和7年4月入所で、認可保育園等の申込みを行っている方は、4月1日からの「保育認定」を既に受けていますので、申請は不要です。ただし、求職中で認定を受けている場合は、原則として3か月間で認定期間が終了します（認定期間の更新を希望する場合は、必ず認定期間の終了月内に手続きが必要です。）。詳しくはP. 2～4をご確認ください。

Q：令和7年6月1日からの入園希望で認可保育園の申込みを行っていますが、認可外保育施設は5月1日から利用しています。補助金はいつの分から受けられますか。

A：認可保育園等の申込みに伴い認定を受ける場合、認定開始日は認可保育園等の利用希望開始月の1日からとなります。そのため、ご質問の場合は、6月1日からの「保育認定」しか出ておりません。5月分からの補助を希望する場合は、5月中を認定開始日とした保育の必要性の認定の申請が別途必要となります。

Q：「保育の必要性」の認定番号や認定期間などについては、どう確認すればよいですか。

A：区から送付している「施設等利用給付認定（変更）通知書」、「教育保育・給付認定決定通知書」又は「教育・保育給付認定変更決定通知書」をご確認いただきますようお願いいたします。

Q：パートで短時間の就労をしています、「保育の必要性の認定」は受けられますか。

A：1日4時間以上かつ月12日以上就労であれば、雇用形態にかかわらず、「就労」の要件で「保育の必要性」を認定します。上記に満たない就労の場合、「求職」での認定となり、原則として3か月間で認定期間が終了します（※期間を更新できる場合があります。）。詳しくはP. 4をご確認ください。

Q：0～2歳児クラスの住民税非課税世帯として施設認定を申請する場合の有効期間を教えてください。

A：令和7年4月～8月は、令和6年度の世帯の課税状況が非課税世帯だった場合に、0～2歳児クラスの「施設認定」が取得できます。令和7年9月～令和8年3月は、令和7年度の世帯の課税状況が非課税世帯だった場合に同認定が取得できます。そのため、非課税世帯から課税世帯に変更となった場合は「施設認定」が取消しとなります。引き続き、保育の必要性の認定が必要な場合は、新たに「保育認定」の申請が必要です。

Q：「補助上限額（月額）」のページ（P. 6）に、「※7月の途中で保育の必要性の認定を受けた場合や、転出入があった場合は、当該月の補助上限額が日割り計算されます。」とありますが、具体的な計算例を教えてください。

A：日割り計算の例は次のとおりです。

（例）補助上限額が57,000円の方が、月末が31日の月の10日に認定を受けた場合

⇒ 対象となる日数が22日間のため、当該月の補助上限額は、

「57,000円×22日間÷31日＝40,451円」となります（小数点以下は切捨て）。

（例）補助上限額が57,000円の方が、月末が30日の月の5日に他の自治体に転入（異動）した場合

⇒ 対象となる日数が4日間のため、当該月の補助上限額は、

「57,000円×4日間÷30日＝7,600円」となります（小数点以下は切捨て）。

Q：2歳児クラスのこども（第1子）を「その他の認可外保育施設」に通わせており、認可保育園の入園待機の状態
で補助の決定を受けています。「補助対象施設・事業」のページ（P. 5）に、「認可保育園等の入園が内定した
にもかかわらず、入園の内定を辞退した場合又は認可保育園等の入園申込みを取り下げた場合（認可保育園等を
自主退園している場合を含む。）は、その効力が発生する対象月以降、年度末までの期間は補助の対象外となりま
す。」とありますが、具体的な例を教えてください。

A：住民税課税世帯の0～2歳児クラスの児童（第1子）が「その他の認可外保育施設」を利用されている場合
の補助については、認可保育園等に入園できなかった児童に向けた、入園できるまでの期間の特例的な金銭
的支援として位置付けております。そのため、認可保育園等に入園を申し込み、入園審査を受けていること
（入園待機）を補助の要件としております。具体的な事例は次のとおりです。

- ☑ 例1：令和7年5月1日からの入園希望で認可保育園の申し込みを行い、入園待機となったのち、同年
8月1日の入園が内定したが、その内定を辞退した場合
⇒5月から7月までの3か月間が補助の対象となります。例1の場合、8月から内定の辞退の効力
が発生しますので、8月から翌年3月までの分の補助金が支給されません。その後、仮に再度入
園の申し込みを行い入園待機になったとしても、令和7年度は対象外となります。
- ☑ 例2：令和7年4月1日からの入園希望で認可保育園の申し込みを行い、入園待機とならず、入園が内定
したが、その内定を辞退した場合
⇒令和7年度は補助の対象外となります。例2の場合、4月から内定の辞退の効力が発生しますの
で、4月から翌年3月までの分（令和7年度の全期間）の補助金が支給されません。その後、仮
に再度入園の申し込みを行い入園待機になったとしても、令和7年度は対象外となります。
- ☑ 例3：保護者の状況が求職活動中で令和7年4月1日からの入園希望で認可保育園の申し込みを行い、入
園待機となったが、その後「求職活動報告書」を提出せず、認定期間を更新しなかった場合
⇒4月から6月までの3か月間が補助の対象となります。「求職活動報告書」の提出がない場合、
認可保育園への申し込みを継続する意思がなかったとみなされるため入園の申込みが自動的に取
下げとなります。例3の場合、7月から申込みの取下げの効力が発生しますので、7月から翌年
3月までの分の補助金が支給されません。その後、仮に再度入園の申し込みを行い入園待機にな
ったとしても、令和7年度は対象外となります。
- ☑ 例4：令和6年度に認可保育園に入園していたが、令和7年3月末日までの利用で自主的に認可保育園
を退園し、令和7年4月1日から「その他の認可外保育施設」を利用開始、同時に再度認可保育
園に申込んだうえで、入園待機となった場合
⇒令和7年度は補助の対象外となります。自主的に認可保育園を退園しているため、自主退園しな
ければ認可保育園を利用し続けられたことから、令和7年度に「認可保育園等に入園できなかつ
た」とは認められないこととなります。例4の場合、4月から自主退園の効力が発生しますので、
4月から翌年3月までの分（令和7年度の全期間）の補助金が支給されません。入園待機になっ
たとしても4月から翌年3月までの分（令和7年度の全期間）の補助は対象外となります。

Q：利用している施設・事業が対象施設かどうか分かりません。

A：P. 5の補助対象施設・事業をご確認ください。なお、補助対象施設・事業となる「区から特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設・事業」は、区ホームページに掲載しています。他の自治体にある施設・事業については、保育支援課事業支援係にお問合せください。

Q：現在「子育てサポート一時保育」で補助の決定を受けていますが、「ファミリー・サポート・センター事業」も合わせて利用しました。これは無償化の対象となりますか。また、何か手続きが必要ですか。

A：複数の施設・事業を併用した場合でもそれぞれ対象となります。ただし、「子育てサポート一時保育」で月々の補助上限額を超えている場合、それを超えて補助金が支給されることはありません。手続きについては、「内容変更届」と「ファミリー・サポート・センター事業」に係る「活動報告書」の提出が必要となります。

Q：補助金が振り込まれましたが、決定通知書に記載された金額より額が低いのはなぜでしょうか。

A：補助金は、保護者が施設・事業に支払った費用を区が確認し、補助上限額の範囲内でお支払いします。なお、お支払いの状況については原則施設からの報告により確認しますが、支払われた費用のうち、「特定費用」と呼ばれる一定の費用は補助の対象外となります。補助・事業の対象となる「特定子ども・子育て支援利用料（保育料）」の額と前述した「特定費用」の額については、施設・事業から各保護者に発行される「領収証兼提供証明書」にてご確認ください。詳しくはP. 11をご確認ください。

Q：区ホームページの「特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設」（P. 5）に、利用中の施設が掲載されていませんでしたが、補助対象外の施設でしょうか。今後、補助対象の施設となる可能性はないのでしょうか。

A：幼児教育・保育の無償化の対象施設となるには、まず施設が区に無償化の確認申請を行う必要があります。区ホームページに掲載している「特定子ども・子育て支援施設等確認一覧」については、毎年4月1日付け又は一覧の内容に変更のあった翌月1日付けで更新しております。そのため、上記一覧に掲載されていない施設は、補助対象外の施設ということになります。なお、新規の確認申請の受付は随時行っておりますので、東京都に認可外保育施設としての届出を行う等の一定の要件が整えば、一覧に掲載されていなくとも今後確認申請手続きを経て補助対象の施設となる場合はございます。まずは施設の担当者にご相談ください。

Q：前年度に保育の必要性の認定を受けています。毎年度の申請はしなくてよいといわれたはずですが、今年度の補助金が振り込まれていません。

A：補助金の申請・請求の手続きは年度ごとに行う必要があります。

補助金の支給を受けるためには、＜手続き その１＞保育の必要性の認定申請と＜手続き その２＞補助金の申請・請求の2つのお手続きが必要です（詳しくはP. 1をご確認ください。）。

そのうち、保育の必要性の認定について、就労等の要件で認定を受けており「認定有効期間」が「就学前まで」となっているものについては、ご家庭の就労状況等に変更がなければ、認定を受けた年度を超えても認定期間が継続するため、年度ごとに認定申請を行う必要はありません（対象者に対して個別に通知している現況届については、ご回答いただく必要があります。詳しくはP. 4をご確認ください。）。

これに対し、補助金の申請・請求の手続きは年度ごとに行う必要があります。令和6年度以前に補助金の交付を受けていても、令和7年度も引き続き補助金を希望する場合は、保育の必要性が継続していても改めて補助金の申請・請求を行う必要があります（詳しくはP. 8をご確認ください。）。

なお、令和6年度末に補助金の交付を受けている対象者が在籍していた施設・事業については、施設・事業を通じてもれなく令和7年度の補助金のお知らせを行っています。

Q：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を利用していますが、保育の必要性の認定を受けていれば本補助金の申請はできますか。

A：ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の補助金と重複しなければ、申請することはできます。

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）で利用した施設・事業の利用料によっては、両方の補助金を申請し、受けることができる場合があります。

— MEMO —

【お問合せ先】

＜補助金制度全般、補助金の支給について＞

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（3F12 番窓口）

こども未来部保育支援課事業支援係 電話：03-3647-9084 FAX：03-3647-8447

＜保育の必要性の認定（保育認定又は施設認定）について＞

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（3F12 番窓口）

こども未来部保育支援課保育サービス係 電話：03-3647-4934 FAX：03-3647-9290

＜ファミリー・サポート・センター事業、児童館一時保育サービスについて＞

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（3F15 番窓口）

こども未来部こども家庭支援課こども家庭係 電話：03-3647-9230 FAX：03-3647-9196

＜リフレッシュひととき保育について＞

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（8F1 番窓口）

こども未来部養育支援課養育支援係 電話：03-3647-4408 FAX：03-3647-7534

※令和7年4月より、「こども未来部養育支援課管理運営係 電話：03-3647-9055」となります。

＜幼稚園等の預かり保育について＞

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（6F2 番窓口）

教育委員会事務局学務課幼稚園係 電話：03-3647-9703 FAX：03-3647-9053



江東区